第二節　面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則

（申立書の記載事項の特則）

第九十三条　法第六条第一項に規定する外国返還援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定する日本国面会交流援助の決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをするときは、当該家事審判又は家事調停の申立書に当該各決定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を記載しなければならない。

（申立て等の通知）

第九十四条　前条の家事審判又は家事調停の申立てがあったときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。当該申立て（家事事件手続法第二百七十二条第四項又は第二百八十六条第七項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合にあっては、その申立て。以下この条において同じ。）に係る審判（審判に対する即時抗告がされた場合にあっては、同法第九十一条第二項の審判に代わる裁判）が確定したとき又は当該申立てに係る家事審判事件若しくは家事調停事件が裁判によらないで終了したときも、同様とする。

（住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用・法第百四十九条）

第九十五条　子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。

2　子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

第四章　雑則

（審理の状況についての説明の求めの方式・法第百五十一条）

第九十六条　法第百五十一条の規定による説明の求めは、書面でしなければならない。

（本案事件が係属する裁判所に対する通知・法第百五十二条）

第九十七条　子の返還申立事件が係属する裁判所の裁判所書記官は、遅滞なく、子の返還申立事件が係属した旨を当該子の返還申立事件に係る子についての親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件（人事訴訟法第三十二条第一項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。）が係属する裁判所（当該子の返還申立事件の記録上判明しているものに限る。次項において「本案事件が係属する裁判所」という。）に通知しなければならない。

2　子の返還申立事件が終了したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を本案事件が係属する裁判所に通知しなければならない。

附　則

この規則は、法の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所規則第六号

執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

最高裁判所

執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則

執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（子の監護を解くために必要な行為）

第二十六条の三　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百四十条第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をする場合の手数料の額は、二万五千円とする。

2　前項に規定する事務に着手し、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第八十九条第二号又は第三号に掲げる事由によってその目的を達することができない場合の手数料の額は、七千円とする。

3　第四条第二項の規定は、前項に規定する場合を除き、第一項に規定する事務について準用する。

第三十一条中「第二十六条の二第一項まで」の下に「、第二十六条の三第一項」を加える。

第三十二条中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第三十三条第三項中「第二十六条の二第一項まで」の下に「、第二十六条の三第一項」を加える。

附　則

この規則は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所規則第七号

配偶者暴力に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

最高裁判所

配偶者暴力に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則

配偶者暴力に関する保護命令手続規則（平成十三年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「配偶者暴力」の下に「等」を加える。

第一条第一項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に改める。

本則に次の一条を加える。

（この規則の準用・法第二十八条の二）

第十一条　前各条の規定は、法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力（同条に規定する暴力をいう。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、第一条第一項第五号中「被害者との」とあるのは「被害者（法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下この号において同じ。）との」と、同項第六号中「配偶者」とあるのは「法第二十八条の二に規定する関係にある相手」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行の日（平成二十六年一月三日）から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允